

アムンディ・デュアル・ バリュー・アロケーション

Aコース(年2回決算型、為替ヘッジあり)

Bコース(年2回決算型、為替ヘッジなし)

Cコース(毎月決算型、為替ヘッジあり)

Dコース(毎月決算型、為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／資産複合



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「アムンディ デュアル・バリュー・アロケーション Aコース(年2回決算型、為替ヘッジあり)」、「アムンディ デュアル・バリュー・アロケーション Bコース(年2回決算型、為替ヘッジなし)」、「アムンディ デュアル・バリュー・アロケーション Cコース(毎月決算型、為替ヘッジあり)」および「アムンディ デュアル・バリュー・アロケーション Dコース(毎月決算型、為替ヘッジなし)」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を2025年3月5日に関東財務局長に提出しており、2025年3月6日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

	商品分類			属性区分					
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	
アムンディ デュアル・ バリュー・アロケーション Aコース (年2回決算型、為替ヘッジあり)	追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券) 資産分配 変更型))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)	
アムンディ デュアル・ バリュー・アロケーション Bコース (年2回決算型、為替ヘッジなし)					年12回 (毎月)			なし	
アムンディ デュアル・ バリュー・アロケーション Cコース (毎月決算型、為替ヘッジあり)					ファンド・オブ・ ファンズ			あり (フルヘッジ)	
アムンディ デュアル・ バリュー・アロケーション Dコース (毎月決算型、為替ヘッジなし)								なし	

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日: 1971年11月22日

資本金: 12億円(2024年12月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:

2兆8,876億円(2024年12月末現在)

■ 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、インカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

● ファンド名称について ●

正式名称のほかに、略称等で記載する場合があります。

		為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
年2回決算型	正式名称	アムンディ デュアル・バリュー・アロケーション A コース (年2回決算型、為替ヘッジあり)	アムンディ デュアル・バリュー・アロケーション B コース (年2回決算型、為替ヘッジなし)
	略称等	アムンディ デュアル・バリュー・アロケーション A	アムンディ デュアル・バリュー・アロケーション B
		デュアルバリュー A	デュアルバリュー B
毎月決算型	A コース		B コース
	正式名称	アムンディ デュアル・バリュー・アロケーション C コース (毎月決算型、為替ヘッジあり)	アムンディ デュアル・バリュー・アロケーション D コース (毎月決算型、為替ヘッジなし)
	略称等	アムンディ デュアル・バリュー・アロケーション C	アムンディ デュアル・バリュー・アロケーション D
デュアルバリュー C		デュアルバリュー C	デュアルバリュー D
C コース		D コース	

以上を総称して「アムンディ デュアル・バリュー・アロケーション」、「ファンド」または個別に「各ファンド」という場合があります。

ファンドの特色

1

投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の株式、債券等へ実質的に投資を行い、インカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- 運用は、主としてルクセンブルク籍会社型投資信託 ファースト・イーグル・アムンディ・インカム・ビルダー・ファンド(以下「投資対象ファンド」)への投資を通じて行います。
- 投資対象ファンドの運用は、米国有数の独立系運用会社ファースト イーグル インベストメント マネジメント社(以下、ファースト・イーグル・インベストメント)が行います。
- 国内籍投資信託CAマネーパールファンド(適格機関投資家専用)にも投資します。

2

ボトムアップ方式に基づいたバリュー投資により個別銘柄の分析を徹底的に行い、地理的分散、時価総額、業種または格付等に制約を受けることなく、投資を行います。

- 世界各国の株式および債券を対象として、ボトムアップ方式により個別銘柄の調査を行い、伝統的なバリュエーション分析のほか、フリーキャッシュフロー等、様々な分析を加え、財務内容を徹底的に分析します。
- 分析の結果、十分に割安で魅力的であると判断した銘柄でポートフォリオを構築します。
- 特定の指標にとらわれない運用を行うため、ベンチマークを設定しておりません。
- 「投資対象ファンド」において、現地通貨売り／米ドル買いの為替取引を行うことがあります。

3

原則として各ファンド間でスイッチング*が可能です。

- AコースおよびCコースにおいては、米ドル建の「投資対象ファンド」に対して原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行うことにより、米ドルと円の為替レートの変動リスクの低減を図ることを基本とします。BコースおよびDコースにおいては、原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行いません。
- 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行う場合があります。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合がありますのでご注意ください。

* 一方のファンドを換金した場合の手取金をもって、その換金の申込受付日に、もう一方のファンドの購入の申込みを行うことをいいます。販売会社によっては、一部のファンドを取扱わない場合、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの購入単位等を別に定める場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

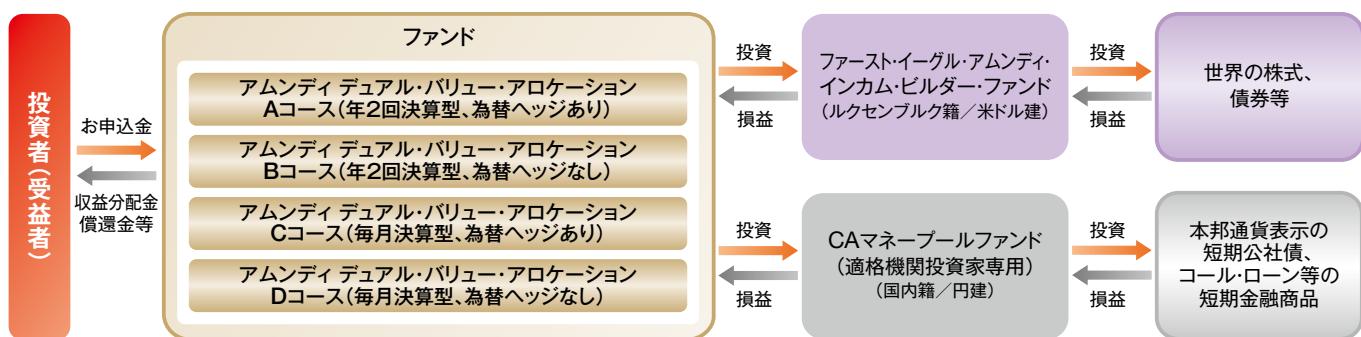
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

● ファンドの仕組み ●

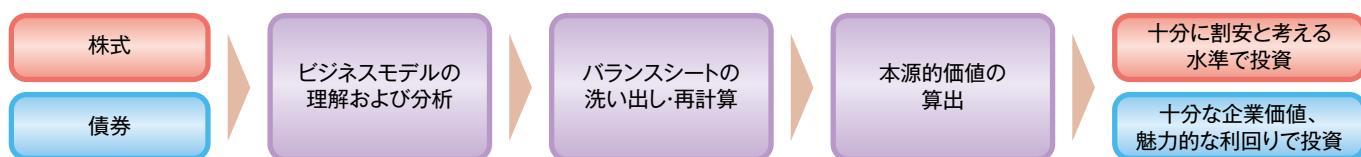
ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

<イメージ図>



● 運用プロセス (投資対象ファンド) ●

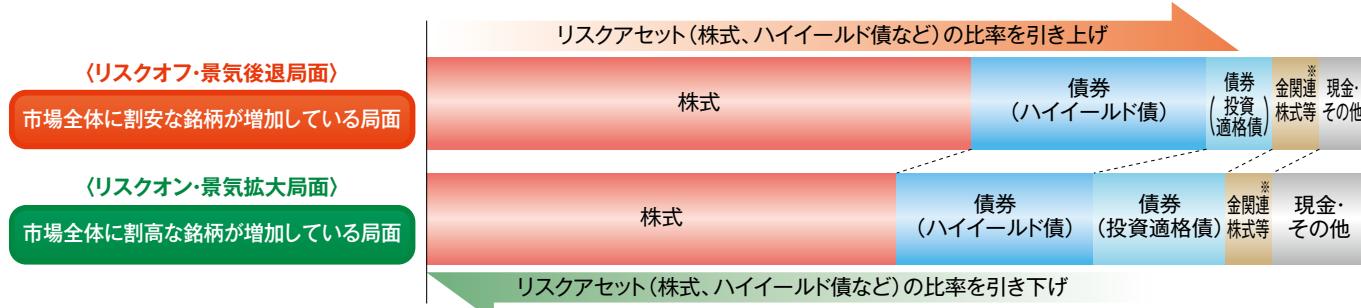
個別銘柄毎の分析を徹底的に行い、十分に割安な水準で投資するバリュー投資を行います。



*運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

● 資産配分の変更 (イメージ) ●

ファンドでは、個別銘柄毎の割安度合に応じて、ボトムアップ方式で投資を行うことにより、投資環境の変化とともに資産配分の割合が変化することで資産保全・成長に努めます。



● 主な投資制限 ●

- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

● 分配方針 ●

- △ AコースおよびBコースは、毎決算時(年2回。原則として毎年6月と12月の各5日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。
- △ CコースおよびDコースは、毎決算時(年12回。原則として毎月5日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。
- 分配対象額
繰越し分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配対象額についての分配方針
収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用方針
留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

〔収益分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

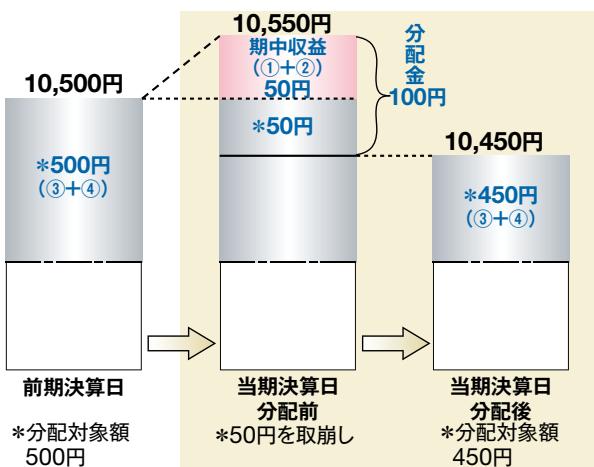
投資信託で分配金が支払われるイメージ



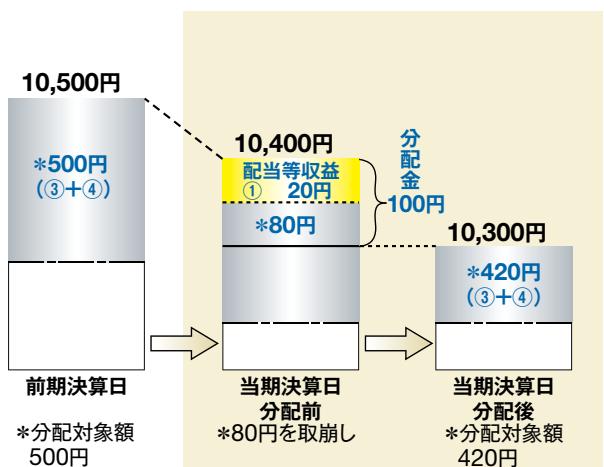
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

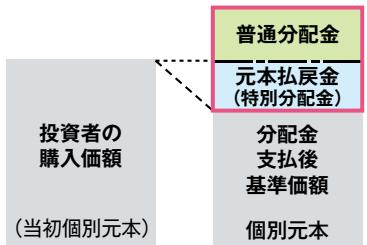


(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

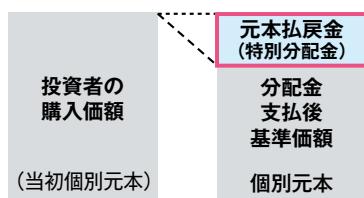
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の株式や債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**

ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります。**

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 値格変動リスク

ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託は、株式や債券を主要投資対象としています。株式は、国内外の政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあり、債券はその発行体の経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場や債券市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドは実質的に金関連株式等を組入れる場合があり、金の需給関係の変化、貿易動向、為替レート・金利の変動など様々な要因の影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で流通量の少ない株式や債券では、売却価格が著しく低下することがあり、その影響を受けファンドの基準価額の下落要因となります。

③ 為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により外貨建資産の円換算価格が変動します。外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、実質的に投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、外貨建資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。

「各ファンド」が主要投資対象とする「投資対象ファンド」では、現地通貨売り／米ドル買いの為替取引を行うことがあります。

「Aコース」および「Cコース」では、米ドル建の「投資対象ファンド」に対して、原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行いますが、米ドルと円の為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、米ドルと円の為替レートの変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が米ドル金利より低い場合には、両通貨の短期金利差相当分のヘッジコストがかかるごとにご留意ください。

「Bコース」および「Dコース」では、米ドル建の「投資対象ファンド」に対して、米ドルと円の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。したがって投資する外貨建資産の為替レートの変動の影響を受けます。

④ 信用リスク

組入有価証券の発行体が破たんした場合または発行体の破たんが予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、有価証券の価格が下落することがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

ファンドの繰上償還

各ファンドは、それぞれ受益権総口数が10億口を下回った場合、「主要投資対象とする投資信託証券」が繰上償還となった場合等には、信託を終了させることができます。

流動性リスクに関する留意事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

- ・ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が隨時監査を行います。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

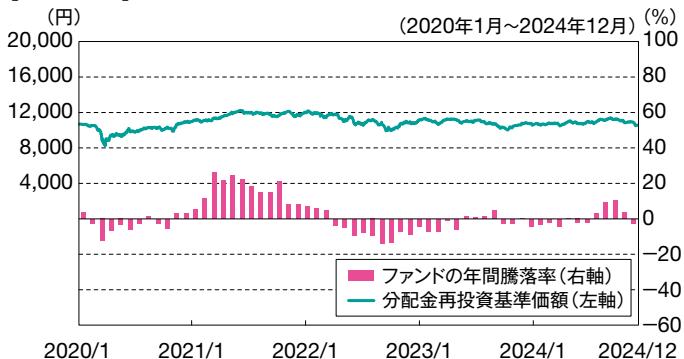
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

投資リスク

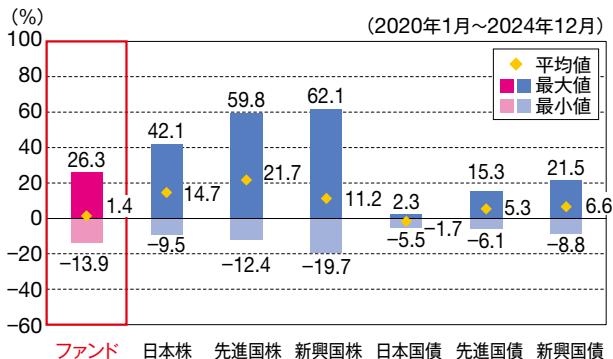
(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

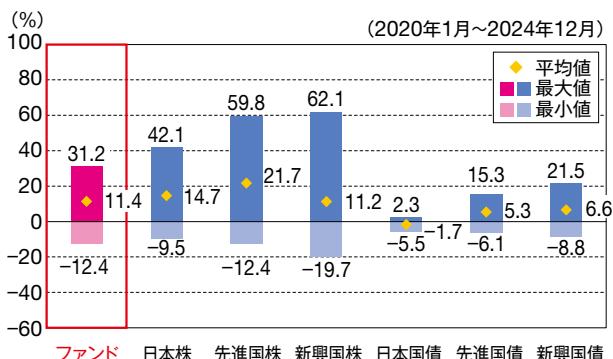
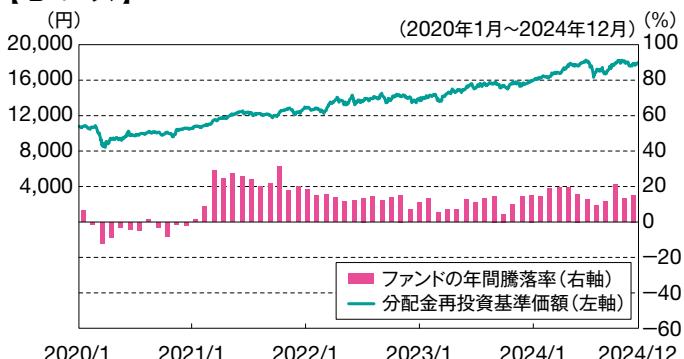
【Aコース】



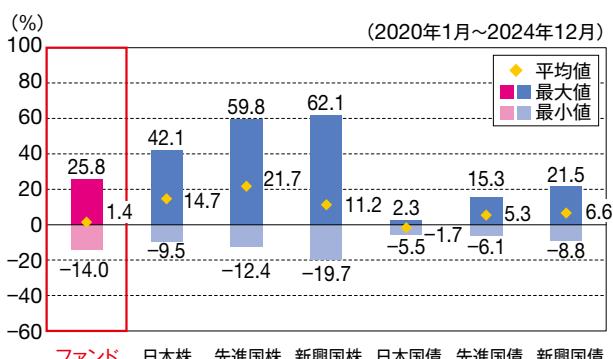
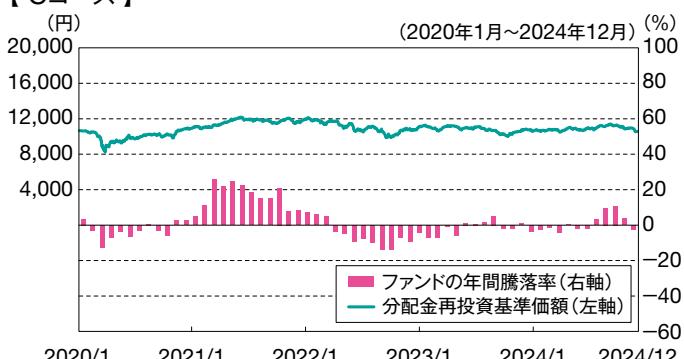
②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



【Bコース】



【Cコース】



【Dコース】



*①の各グラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②の各グラフは、2020年1月から2024年12月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

投資リスク

○各資産クラスの指数について

日本株

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIX の指数值および TOPIX にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用など TOPIX に関するすべての権利・ノウハウおよび TOPIX にかかる標章または商標に関するすべての権利は JPX が有します。JPXは、TOPIX の指數値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

先進国株

MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指數に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指數に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」という。）が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指數です。同指數の知的財産権とその他一切の権利は NFRC に帰属します。

先進国債

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース) とは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

新興国債

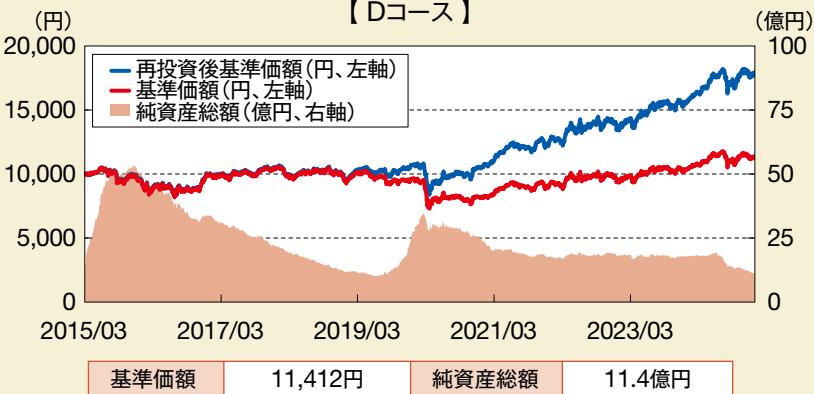
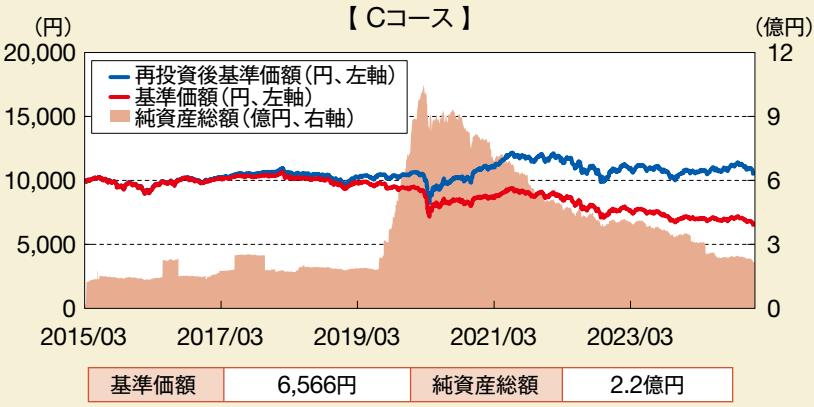
JPモルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLC が算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指數です。同指數の著作権は J.P.Morgan Securities LLC に帰属します。

(注)海外の指數は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指數を採用しております。

基準価額・純資産の推移、分配の推移

● 基準価額と純資産総額の推移 ●



● 分配の推移 ●

【Aコース】

決算日	分配金 (円)
16期(2022年12月5日)	0
17期(2023年6月5日)	0
18期(2023年12月5日)	0
19期(2024年6月5日)	0
20期(2024年12月5日)	0
設定来累計	0

【Bコース】

決算日	分配金 (円)
16期(2022年12月5日)	0
17期(2023年6月5日)	0
18期(2023年12月5日)	0
19期(2024年6月5日)	0
20期(2024年12月5日)	0
設定来累計	0

【Cコース】

決算日	分配金 (円)
113期(2024年8月5日)	40
114期(2024年9月5日)	40
115期(2024年10月7日)	40
116期(2024年11月5日)	40
117期(2024年12月5日)	40
直近1年間累計	480
設定来累計	4,025

【Dコース】

決算日	分配金 (円)
113期(2024年8月5日)	40
114期(2024年9月5日)	40
115期(2024年10月7日)	40
116期(2024年11月5日)	40
117期(2024年12月5日)	40
直近1年間累計	480
設定来累計	4,205

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

※グラフの目盛はファンドごとに異なる場合があります。

※分配金は1万口当たり・税引前です。

※直近5期分を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

主要な資産の状況

● 資産配分 ●

【Aコース】

内訳	比率(%)
ファースト・イーグル・アムンディ・インカム・ビルダー・ファンド	102.44
CAマネーブールファンド（適格機関投資家専用）	0.14
現金等	-2.58

【Cコース】

内訳	比率(%)
ファースト・イーグル・アムンディ・インカム・ビルダー・ファンド	101.89
CAマネーブールファンド（適格機関投資家専用）	0.04
現金等	-1.93

【Bコース】

内訳	比率(%)
ファースト・イーグル・アムンディ・インカム・ビルダー・ファンド	98.41
CAマネーブールファンド（適格機関投資家専用）	0.13
現金等	1.46

【Dコース】

内訳	比率(%)
ファースト・イーグル・アムンディ・インカム・ビルダー・ファンド	98.41
CAマネーブールファンド（適格機関投資家専用）	0.17
現金等	1.42

※比率は、純資産総額に対する割合です。四捨五入の関係で比率の合計が100.00%にならない場合があります。※現金等には未払諸費用等を含みます。

【各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、以下はファースト・イーグル・アムンディ・インカム・ビルダー・ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。】

● 組入株式上位10銘柄 ●

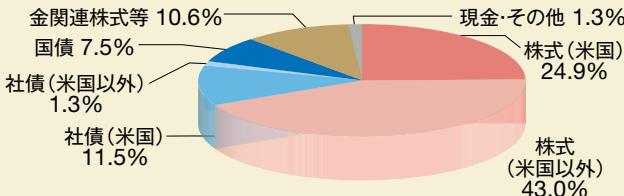
	銘柄名	業種	国・地域	比率(%)
1	Amundi Physical Gold ETC*	素材	フランス	3.76
2	iシェアーズ・フィジカル・ゴールドETC*	素材	英国	3.76
3	ユニリーバ	生活必需品	英国	3.15
4	ジャーティン・マセソン・ホールディングス	資本財・サービス	香港	2.84
5	エクソンモービル	エネルギー	米国	2.51
6	ネスレ	生活必需品	スイス	2.18
7	フィナンシエール・リッシュモン	一般消費財・サービス	スイス	1.79
8	シア・セルベセリアス・ウニダス	生活必需品	チリ	1.59
9	グループ・ブリュッセル・ランバート	金融	ベルギー	1.59
10	コルゲート・パルモリーブ	生活必需品	米国	1.59

*金ETC(Exchange Trade Commodity)です。金ETCは金関連株式等に含まれます。

● 組入債券上位10銘柄 ●

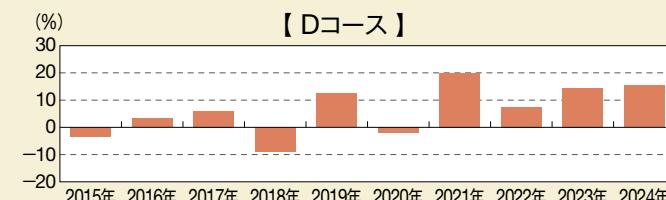
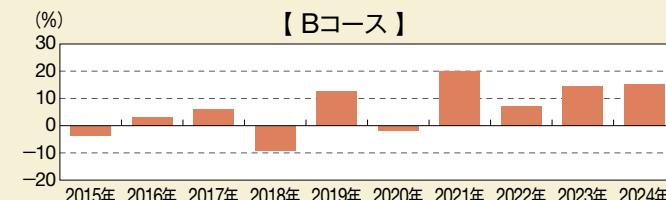
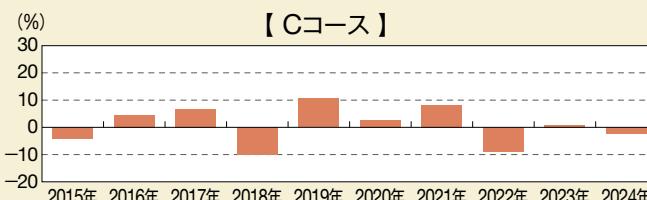
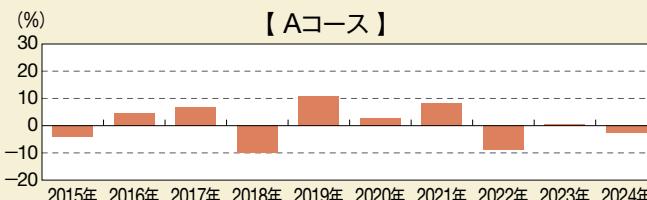
	銘柄名	クーポン(%)	償還日	比率(%)
1	トランスカナダ・トラスト	5.875	2076/08/15	0.65
2	シットゴー・ペトロリアム	7.000	2025/06/15	0.56
3	Canpack SA / Canpack US LLC	3.875	2029/11/15	0.55
4	HCA	5.375	2025/02/01	0.54
5	ウェスコ・ディストリビューション	7.250	2028/06/15	0.41
6	エンタープライズ・プロダクツ・オペレーティング	5.250	2077/08/16	0.39
7	アコ・プランズ	4.250	2029/03/15	0.39
8	Roller Bearing Co of America	4.375	2029/10/15	0.38
9	ユナイテッド航空	4.375	2026/04/15	0.34
10	Imola Merger Corp	4.750	2029/05/15	0.32

● 資産別比率 ●



※比率はファースト・イーグル・アムンディ・インカム・ビルダー・ファンドの純資産総額に対する評価金額の割合です。四捨五入の関係で合計が100.0%にならない場合があります。

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。※各ファンドにはベンチマークはありません。

※2015年は設定日(3月6日)から年末までの騰落率を表示しています。

※グラフの目盛はファンドごとに異なる場合があります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合は、スイッチングを含め受け付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに購入・換金のお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	2025年3月6日から2025年6月3日までとします。
換金制限	換金の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、諸事情により金融商品取引所等が閉鎖された場合等一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込受付を取消することができます。
信託期間	2015年3月6日(設定日)から2025年6月5日までとします。
繰上償還	委託会社は、各ファンドにつき、受益権総口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることができ投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰り上げて信託を終了させることができます。
決算日	AコースおよびBコース：年2回決算、原則毎年6月および12月の各5日です。休業日の場合は翌営業日とします。 CコースおよびDコース：年12回決算、原則毎月5日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 「自動けいぞく投資コース」は税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	各ファンドにつき1兆円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年6月、12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。
スイッチング	販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行う場合があります。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

● ファンドの費用 ●

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。				
	<table border="1"><thead><tr><th>料率上限(本書作成日現在)</th><th>役務の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>3.3% (税抜 3.0%)</td><td>商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。</td></tr></tbody></table>	料率上限(本書作成日現在)	役務の内容	3.3% (税抜 3.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
料率上限(本書作成日現在)	役務の内容				
3.3% (税抜 3.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。				
信託財産留保額	ありません。				

<投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.0175% (税抜0.925%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 (信託報酬の配分) <table border="1"><thead><tr><th>支払先</th><th>料率(年率)</th><th>役務の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>委託会社</td><td>0.20%(税抜)</td><td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>0.70%(税抜)</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>0.025%(税抜)</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></tbody></table>	支払先	料率(年率)	役務の内容	委託会社	0.20%(税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	0.70%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.025%(税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価	每計算期間末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
支払先	料率(年率)	役務の内容													
委託会社	0.20%(税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価													
販売会社	0.70%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価													
受託会社	0.025%(税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価													
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>料率(年率)</th></tr></thead><tbody><tr><td>ファースト・イーグル・アムンディ・インカム・ビルダー・ファンド</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)</td><td>0.385% (税抜0.35%) (上限)</td></tr></tbody></table>	名称	料率(年率)	ファースト・イーグル・アムンディ・インカム・ビルダー・ファンド	1.0%	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	0.385% (税抜0.35%) (上限)									
名称	料率(年率)														
ファースト・イーグル・アムンディ・インカム・ビルダー・ファンド	1.0%														
CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	0.385% (税抜0.35%) (上限)														
純資産総額に対して年率2.0175% (税込) ファンドの信託報酬率1.0175% (年率・税込)に主要投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率1.0%)を加算しております。実際の信託報酬の合計額は主要投資対象とする投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。															
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。) ・投資信託財産に関する租税 等 ※その他、投資対象ファンドにおいてはルクセンブルクの年次税(年率0.01%)などの諸費用がかかります。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。														

◆各ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

◆ファンドの費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

手続・手数料等



税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆上記は2024年9月末現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

(対象期間: 2024年6月6日～2024年12月5日)

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
A コース	2.82%	1.02%	1.80%
B コース	2.20%	1.02%	1.18%
C コース	2.54%	1.02%	1.52%
D コース	2.17%	1.02%	1.15%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれます。なお、投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

追加的記載事項

● 主要投資対象とする投資信託証券の概要 ●

ファースト・イーグル・アムンディ・インカム・ビルダー・ファンド

ファンドの形態	ルクセンブルク籍／オープンエンド／会社型投資信託(米ドル建)
投 資 方 針	・原則として、純資産総額の80%程度を利息・配当収入が期待できる世界の株式、債券等に投資することにより、インカムゲインの確保と中長期的な資産の成長を目指します。 ・ボトムアップ方式に基づいたバリュー投資により個別銘柄の分析を徹底的に行い、地理的分散、時価総額、業種または格付等に制約を受けることなく、投資を行います。 ・ヘッジのためおよび効率的な運用のために、デリバティブに投資することがあります。
投 資 顧 問 会 社	ファースト イーグル インベストメント マネジメント

CAマネーピールファンド(適格機関投資家専用)

ファンドの形態	国内籍／追加型投信／私募投資信託(円建)
投 資 方 針	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委 託 会 社	アムンディ・ジャパン株式会社

◆上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

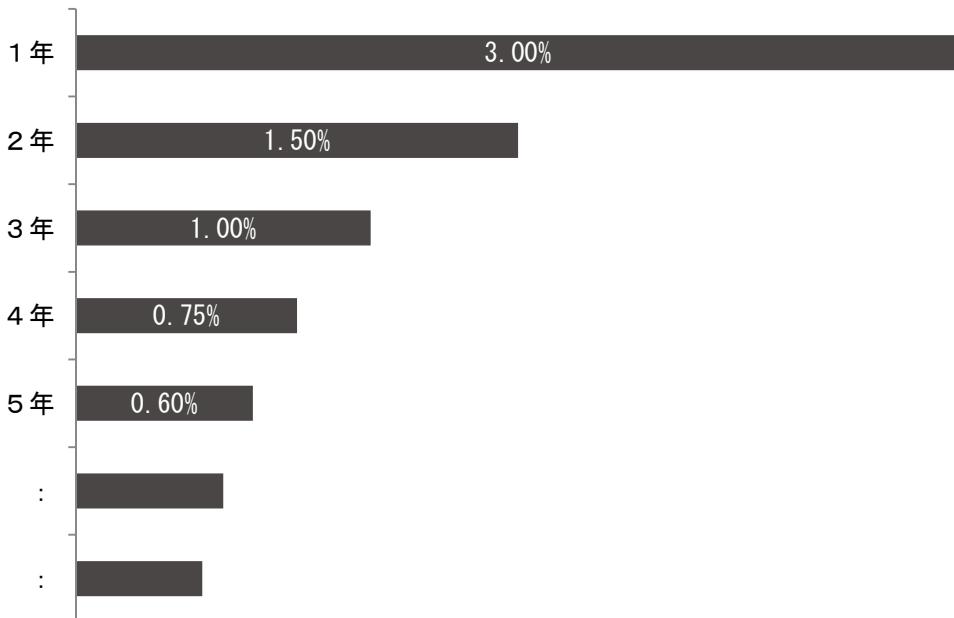
投資信託の購入時手数料に関するご説明

- 投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、換金時に保有期間に応じた換金手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。購入時手数料には別途消費税がかかります。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。
投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

「アムンディ デュアル・バリュー・アロケーション A コース/B コース/C コース/D コース」 の購入時手数料について

野村證券株式会社における購入時手数料は、購入金額（購入申込日の翌営業日の基準価額×購入口数）に以下の手数料率を乗じた額とします。

購入代金*	手数料率
1億円未満	3.3%（税抜3.0%）
1億円以上5億円未満	1.65%（税抜1.5%）
5億円以上	0.55%（税抜0.5%）

* 購入代金＝購入口数×基準価額+購入時手数料（税込）

ただし、口数指定または手数料を含まない金額指定（NISA対象ファンドにおけるNISA預りの場合に指定可能）でご購入の場合は、以下のうち低い方の購入時手数料率を適用します。

（1）基準価額に購入口数を乗じた額（購入金額）に応じた購入時手数料率

（2）購入金額に（1）を用いて算出した手数料金額を加算した額に応じた購入時手数料率

なお、上記に基づいてお支払いいただく金額（購入代金）を算出した結果、購入口数が多い方が購入代金が少なくなる場合があります。

◆Aコース⇒Bコース間、Cコース⇒Dコース間のスイッチングが可能です。スイッチングによる購入は、無手数料とします。

◆「自動けいぞく投資コース」を選択したご投資家が、収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

◆収益分配金を受取る場合は、決算日から起算して概ね5営業日目までにお支払いします。

◆野村證券株式会社における購入単位は以下のとおりです。（購入後のコース変更はできません。）

一般コース（分配金を受取るコース）	: 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース（分配金が再投資されるコース）	: 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

※自動けいぞく投資コースでは、お客様のご要望により再投資を停止し、分配金の受取りに変更することができます。

【口数指定でご購入の場合の手数料（例）】

例えば、基準価額10,000円（1万口当り）の時に100万口購入いただく場合、

$$\text{購入時手数料} = 100 \text{万口} \times 10,000 \text{円} / 1 \text{万口} \times 3.3\% = 33,000 \text{円}$$

となり、合計1,033,000円お支払いいただくことになります。

【金額指定でご購入の場合の手数料（例）】

①手数料を含む金額指定の場合

例えば、100万円の金額指定で購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から購入時手数料（税込）を頂戴しますので、100万円全額が当該投資信託への投資に充当されるものではありません。

②手数料を含まない金額指定の場合（NISA対象ファンドにおけるNISA預りの場合に指定可能）

例えば、100万円の金額指定で購入いただく場合、

$$\text{購入時手数料} = 100 \text{万円} \times 3.3\% = 33,000 \text{円}$$

となり、合計1,033,000円お支払いいただくことになります。

詳しくは野村證券の窓口またはウェブサイトでご確認ください。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部(前受金等)をお預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-13-1
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
指定紛争解決機関	100億円
資本金	金融商品取引業
主な事業	2001年5月
設立年月	

○お問い合わせ先

お取引のある本支店又は下記連絡先までお問合せください。

[<総合ダイヤル> 0570-077-000 ※平日 8:40~17:10、土日 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く)]

ご意見や苦情につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

[<お客様相談室> 0120-56-8604 ※平日 9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)]

○指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。(ADR機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください)

[特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

0120-64-5005 ※平日 9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)]

注) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことと、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

上記連絡先をご利用の際には、電話番号をお間違えのないようご注意ください。

【金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に内外の株式、債券を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格下落、金利変動等による組入債券の価格下落、あるいは組入株式の発行会社、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。実質的に金関連株式等に投資する場合があるため、金価格の変動により損失を被ることがあります。また為替の変動により損失を被ることがあります。



33980211